



こ成安第 21 号 - 3
令和 8 年 1 月 27 日

各都道府県・指定都市青少年行政主管部局長 殿

こども家庭庁成育局安全対策課長
(公 印 省 略)

令和 8 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」(2月～5月)について

平素から青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、こども家庭庁を始めとする関係省庁(警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省)では、別紙のとおり、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を、官民協力して実施することといたしました。

こども家庭庁では、令和 8 年 1 月 27 日付けで関係省庁と連名で、一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会及び公益社団法人日本 PTA 全国協議会に対して、依頼文を發出いたしました。

加えてこども家庭庁では、青少年育成団体や事業者団体に対しても依頼文を發出し、各種啓発活動も実施することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、本取組の趣旨を踏まえ、管下の関係部局(課)及び管内市区町村、関係団体等に本取組を周知するとともに、教育委員会、警察、総務省総合通信局、PTA その他関係機関・団体や関係事業者等と連携し、下記の事項について御理解をいただき、参考資料も御活用いただきつつ、卒業・進学・進級前後の各校 PTA のオンラインを含む関係会合の開催や広報紙の配布等により、青少年によるインターネットの適切な利用に向けた啓発活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

特に、いわゆる「闇バイト」については、SNS を悪用して犯罪実行者を募集するという手口やそのリスクについて、また、オンラインゲームについては、青少年がその中で知り合った者から実際に誘い出されて重要犯罪等に巻き込まれるという手口やその危険性について、さらに、生成 AI については、青少年がこれを悪用して他人の画像を性的に加工する危険性について、青少年及び保護者への広報啓発をお願いいたします。

記

- 1 ペアレンタルコントロール(保護者による管理)による対応の推進
SNS 等のインターネット利用が拡大するにつれ、利用者の急速な低年齢化や

長時間利用に伴う問題、高額課金トラブル、誹謗中傷や偽・誤情報の投稿・拡散等の情報「発信」を契機とするトラブル、青少年が自撮り等の犯罪被害に遭う事案、いわゆる「闇バイト」に応募して犯罪に加担してしまう事案、オンラインゲームをきっかけとして犯罪に巻き込まれる事案、生成 AI を悪用して画像を性的に加工する事案、オンライン上で賭博を行う事案等が生じています。

このような中、保護者は、青少年の置かれている環境や青少年のライフサイクルを見通してその発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること（ペアレンタルコントロール）が求められます。例えば、下記 2 のスマートフォンやタブレット（以下「スマートフォン等」という。）のフィルタリング等の技術的手段、下記 3 の家庭内ルール等の非技術的手段を積極的に活用し、端末やアプリの利用時間、課金、青少年有害情報の閲覧の制限等を行うことが重要です。また、ペアレンタルコントロールを実施していない家庭や、保護者がペアレンタルコントロールに関心を持っていない家庭に対する重点的な啓発が必要です。

さらに、インターネットの利用環境は急速に変化することから、それに合わせた保護者の意識向上がより重要になります。

2 フィルタリングをはじめとする効果的な技術的手段の利用

保護者は、携帯電話事業者の提供するフィルタリングサービスの設定が容易化されていることやカスタマイズ機能の整備が進んでいることを踏まえ、青少年の発達段階に応じて、積極的にフィルタリング等の技術的手段を活用することが求められます。保護者のスマートフォン等を、低年齢層を含む青少年に使用させる場合は、保護者のスマートフォン等においても、フィルタリングを手軽に ON/OFF できるアプリやサービスの利用を検討していただきたいと思えます。

なお、青少年インターネット環境整備法に基づき、携帯電話事業者（いわゆる格安スマートフォン会社（MVNO）も含む。）と契約代理店には、携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、次の義務が課せられていますので、保護者においても、よく説明を聞き、フィルタリングの利用を検討することが重要です。

- ・契約締結者又は携帯電話端末の使用者が青少年（18 歳未満）であるか確認すること。
- ・契約締結者が青少年である場合には当該青少年に対して、携帯電話端末の使用者が青少年であり契約締結者が保護者である場合には当該保護者に対して、青少年が青少年有害情報を閲覧する可能性がある旨並びにフィルタリングサービスの利用及びその有効化措置（あんしんフィルター等の携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスやスクリーンタイム、ファミリーリンク等の OS 事業者が提供する機能の設定）の必要性と内容を説明すること。

・通信サービス及び端末をセット販売している場合には、フィルタリングの有効化措置を講じること。

また、フィルタリングのみならず、課金制限や時間管理機能等のペアレンタルコントロール機能の活用によりスマートフォン等を安全に利用していただきたいと思えます。

3 話し合いによる家庭内ルールづくりの促進

青少年にスマートフォン等を持たせる、あるいは保護者のスマートフォン等を使用させる場合は、低年齢のうちから、スマートフォン等の不適切な利用によるリスクについて家庭で話し合い、正しい生活習慣づくりやインターネットを正しく利用するための家庭内ルールを作ることが求められます。

ルールづくりにおいては、インターネットの学習利用等が増えていることも踏まえつつ、青少年の発達段階、インターネットに関する知識、コミュニケーション能力等に応じたものとなるよう留意し、成長・能力向上に伴い定期的に見直すとともに、青少年自身に対して、インターネットの使い方について考える機会を提供することが重要です。

4 インターネットを適切に活用する能力の向上促進

インターネットは、前記のような危険性がある一方で、適切に使うことにより便利で豊かな生活を送ることができ、青少年が利用することは当たり前の時代になっているものであることから、未来を担う青少年は、自分で考え、インターネットによる情報の取捨選択や発信等を適切に行い、活用できるようにする能力を身に付けることが重要です。

そのため、各学校、地域団体等と連携し、卒業式、終業式、始業式、入学式、保護者会等の場を活用し、期間中にオンラインを含む説明会の機会を設けるなどにより、スマートフォン等の安全・安心な利用に関し、青少年や保護者の意識及び知識を高めるための取組を重点的に行うことが求められます。

また、GIGA 端末（1人1台端末）については、家庭への持ち帰りに起因する問題への対応として、利用時間に関するものなど、学校で整備されたものを含む家庭での端末の利用に関するルールづくりを促進することや、関係機関・団体等との連携により、学校だけではなく家庭や地域とともに理解促進の取組を推進することが重要です。

5 参考資料

- 資料1 青少年インターネット環境整備法・関係法令
https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyounet/internet_torikumi_hourei/
- 資料2 普及啓発リーフレット集【こども家庭庁】
<https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyounet/leaflet/>
- 資料3 上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～【総務省】
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/
- 資料4 インターネットトラブル事例集【総務省】
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/
- 資料5 家庭で学ぶデジタル・シティズンシップ【総務省】
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/parent-teacher/digital_citizenship/
- 資料6 インターネットとの向き合い方～ニセ・誤情報に騙されないために～【総務省】
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/nisegojouhou/
- 資料7 #NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃ SNS じゃない!）【総務省】
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/no-heart-no-sns.html
- 資料8 DIGITAL POSITIVE ACTION【総務省】
<https://www.soumu.go.jp/dpa/>
- 資料9 インターネット利用に当たっての成長段階ごとの注意事項【経済産業省】
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html
- 資料10 インターネット利用を通じた子供の性被害防止に関するリーフレット【警察庁、文部科学省】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm
- 資料11 インターネット上の人権侵害をなくしましょう【法務省】
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>
- 資料12 子供の性被害対策【警察庁、こども家庭庁】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/index.html
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/>
- 資料13 あなたは大丈夫？ SNS での誹謗中傷 加害者にならないための心がけと被害に遭ったときの対処法とは？【政府広報オンライン】
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202011/2.html>

- 資料 14 情報モラル教育ポータルサイト【文部科学省】
<https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/>
- 資料 15 啓発資料 それ、「バイト」ではなく「犯罪」です！！
【警察庁、文部科学省、こども家庭庁】
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/R0612syonen.pdf>
- 資料 16 いわゆる「闇バイト」の危険性について【警察庁】
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/hanzaishaboshu.html>
- 資料 17 オンラインゲーム上には、こどもに迫る犯罪者がいます！！
【警察庁、文部科学省、こども家庭庁】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/uploads/20250707_self_y_2.pdf
- 資料 18 そのAIの使い方、犯罪かも・・・
【警察庁、内閣府、こども家庭庁、文部科学省】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/uploads/20251218_self_y_2.pdf
- 資料 19 オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です！【警察庁】
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/onlinecasino/onlinecasino.html>

(連絡先)

こども家庭庁成育局安全対策課

03-6858-0155

警察庁生活安全局人身安全・少年課

03-3581-0141 (内線 3133)

警察庁サイバー警察局サイバー企画課

03-3581-0141 (内線 3432)

消費者庁消費者政策課

03-3507-8800 (内線 2547)

総務省情報流通行政局参事官室

03-5253-5111 (内線 5481)

法務省人権擁護局人権啓発課

03-3580-4111 (内線 5875)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

03-5253-4111 (内線 2966)

経済産業省商務情報政策局情報経済課

03-3501-1511 (内線 3961)

別紙

令和8年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

1 趣旨・目的

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年が SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) 等を利用するようになっている。

一方、こうした機器の長時間利用による生活習慣の乱れや、不適切な利用により、思いがけず他人のプライバシーを侵害してしまったり、青少年が犯罪の被害者や加害者となってしまうたりする事例、SNS を利用した誘い出しにより、青少年が犯罪被害に巻き込まれたり、闇バイトに加担してしまったりする事例等、深刻な問題も発生しているところである。

未来を担う青少年が、このようなリスクに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォンや SNS 等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっている。

このような認識の下、青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止し、スマートフォンや SNS 等を安全・安心に利用できるよう、青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする時期でもある春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、インターネット接続機器やサービスを提供する関係事業者と保護者、学校等の関係者が連携、協力し、ペアレンタルコントロールの普及促進 (フィルタリング、時間管理機能・課金制限機能等のペアレンタルコントロール機能の利用促進や家庭内ルールづくりの促進) 及び青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上に重点を置いた啓発活動等の取組を集中的に展開する。

2 実施期間

令和8 (2026) 年2月～令和8 (2026) 年5月

3 参加府省庁

こども家庭庁・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省